

これは、平成27年1月～12月の村上市内での**特殊詐欺被害件数**「6」件と、その**被害総額**約「3,600」万円の数字です。1件当たりの平均被害額は、なんと約600万円。被害内容は、架空請求やギャンブル必勝法などの特殊詐欺です。(村上警察署からの情報提供)

●**架空請求詐欺**●

電話やハガキ、メールを送りつけ、ありもしない利用料金を請求して、現金をだまし取る手口です。

【架空請求詐欺の例】

◎携帯電話に次のようなメールが届いた。「最終通告です。有料動画閲覧履歴があり、登録解除の連絡を本日中に頂けない場合、身辺調査および強制執行の法的措置に移りますので、至急ご連絡ください。」相談者は怖くなってあわててメールに記載されていた電話番号に電話をかけると、さまざまな理由で金銭を要求されて支払ってしまった。



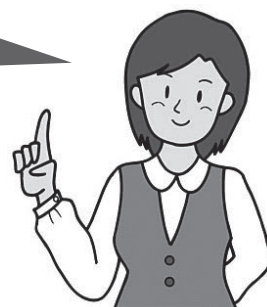
●**ギャンブル必勝法詐欺**●

競馬などのギャンブルでもうかるかどうか不確定にも関わらず、「必ず勝てる」「絶対にもうかる」などと言葉巧みに勧誘し、お金をだまし取る手口です。

【ギャンブル必勝法詐欺の例】

◎インターネットで、競馬情報でもうかるというサイトに登録し、1万円を払って情報を入手した。その後、業者から電話で「18万円支払えば、230万の馬券の情報を提供する。このレースは八百長まがいがだが、JRAも認めているので何の問題もない」などと勧誘され、情報料18万円振り込んだ。しかし、情報は外れ、業者に返金を求めたが全く相手にされなかった。

- メールなどに書かれている電話番号には、絶対連絡しないようにしましょう。
- 「間違いなくもうかる(当選する)」は詐欺の手口です。甘い誘いやうまい話には、絶対に乗らないようにしましょう。
- 身に覚えのない料金請求、不審なメール、ハガキ、電話などがありましたら、一人で悩まず家族や警察、消費生活センターにご相談ください。



●市消費生活センターへの年間の各種相談件数は約300件です。

「おかしいなあ」、「困った!」ときは、迷わずご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111(内線287、290)	FAX53-2541
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン	☎188(イヤヤ)	